

こちら特報部

新型コロナ全世代に広がる。生息する。

イン

高体連の奈良隆専務理事は「なんとかが開きたいと準備を進めてき

新型「コロナウイルス」感染拡大による「緊急事態宣言」の中、三日に迎える憲法記念日。この機に「緊急事態条項」を新設する

(安藤恭子、大野孝志)



聖マリナナ医大病院の集中治療室（ICU）で、新型コロナウィルスの重症患者の治療に当たる医療従事者。23日、川崎市で

「コロナ禍」の憲法守るべき人権とは

「小児科医が外来患者の激減で存続できなくなれば、子どもが受診できなくなる地域が発生する。新型コロナの影響を放置すると、国民の医療を受ける権利を損なう事態を招く」

生存権 受診保障、医療機関の経営支援を

支援や、医療物資の確保が急がれる」と語る。野村総合研究所は二月、新型コロナの影響で今年中に新たに五十万〜一百万人の失業者が生じるという試算を出した。失業率も今年一月時点の2.3%に対し、5.2%程度まで悪化する可能性があるとする。



昨年、沖縄の陸上競技

二一エースの追跡

のに事果たか、又消耗かそこを気にする必要はないはずだ」とし、代わりの大会は「いらぬ」と言い切った。

労働三権

雇用を維持 派遣切りを許すな

政府からの一律十万円や、売り上げが前年同月比で50%以上減った中小企業、個人事業主に支払われる「持続化給付金」が打ち出されているが、いまだ給付は始まっていない。休業要請に心した事業者を支払う「協力金」名目の現金給付もあるが、自治体によって規定もまちまちだ。

急浮上している「九月入学」論。欧米に時期を合わせるためというが、混乱に乗じて話を進めるなら疑問だ。経済界は留学などで国際人材を養成したいのだが、そんな余裕もなく、ただ振り回される人たちはどうなるのか。「緊急事態条項」改憲論に似た目線と拙速さを感じる。(本)

Table with columns for stock prices and company names under the heading 'マザーズ'.

Table with columns for stock prices and company names under the heading '東証 上場投信など'.

Table with columns for stock prices and company names under the heading 'ETF-ETN'.

こちら特報部

財産権

休業損失は補償できる 一律10万円では足りず

個人の尊重

検査も防護服も不十分 生命権保障を

表現の自由

「緊急事態」で改憲の動き チェック必要

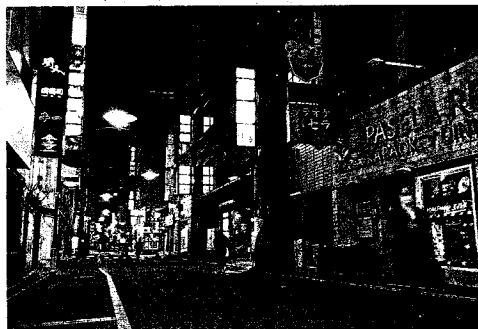
前出の稲氏は「自粛への同調圧力もある中で、社会の弱い部分にしわ寄せが来ている。困窮している人たちからすれば、一律十万円などでは不十分。要請と補償はセットで行うべきであり、それは生存権を守ることににもつながると述べる。

猪野亨弁護士も、財産権の侵害の先に生存権の危機があるとする。「すでに仕事を失った人もいるのに、一回きりの十万円給付も遅れている。後手後手の政策が社会の混乱を招いている」

猪野氏が「補償なき休業要請の限界の表れ」とみるのが、大阪などで起きたパチンコ店の店名公表だ。「従業員には生活があり来店客もいるので、なかなか休業の決断ができない。その結果、要請を一日でも長



①休業要請を受け、臨時休業するインターネットカフェのお知らせ=14日、大阪市で
②人通りがまばらな赤坂の飲食店街=14日、東京都港区で



く無視した者勝ち、という状況が生まれた。一方で、行政は見せしめ的な店名公表を行い、結果として業種への差別や偏見をおおる形となった

個々の企業の犠牲だけでは乗り切れず、財産権の保障が必要と説く。「広くコロナの痛みを受ける事業者の負担を、税金による補償

でやわらげましょうという筋だが、国は一貫して損失補償に後ろ向き。人びとを守るという方針を示してこなかった

コロナ禍は「表現の自由」も脅かす。二二条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」と定める。志田陽子・武蔵野美

術大教授(憲法)は「感染症拡大期に、集会の自粛はやむを得ない」とする一方、この行動自粛が言論そのものの萎縮につながることを懸念する。

例えば、テモや集会ができません。生身の人間が集まることによる意義や魅力、参加という表現自体がそがれてしまうことだ。

この行動自粛が「政治を批判している時ではない」と言論封じ込めの流れにもつながりかねない。政治を監視する民主主義の機能が停滞している中、緊急事態条項の創設をにらんだ「改憲」議論を求める声が与党議員から相次ぐなど、重要な政策が市民抜きで進められる恐れもある。

志田氏は「必要な政策には二二条を伝え、適切でない政策や不十分すぎる政策には異議も必要だ。憲法一六条には請願権も規定されている。この時期だからこそ、政府には国民の意見を吸い上げ、政策に生かす仕組みをつくってほしい」

稲氏は「個人の尊重」を保障する二二条が、自由と生存の権利を含む「生命権」を規定すると位置付け

る。条文は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定め

「生命権を考えた時、規制か自由かの二者択一の議論ではコロナ禍は解決しない。緊急事態を続けられれば、感染症は抑えられるが、経済は滞る。それに生命権は、命を保護する国の義務とも表裏の関係にある。患者へのPCR検査が不十分で、医療従事者の防護服やマスクも手だてできない、という現状は、生命権が保障できていないことになる」と指摘する。

昨年、江東区の公園を会場に六万五千人を集めた五月三日恒例の憲法集会は今年、インターネットでの動画配信となり、稲氏も発言する予定という。

「コロナの裏で、定年延長を可能にする検察庁法改正案や、沖縄の辺野古新基地の設計変更申請など国の動きは続いている。知らず知らずのうちに行動履歴を取得されているなど、プライバシーを侵害する監視社会に歯止めをかける必要がある。コロナ一色に染まった時代だからこそ、憲法を生かす大切さを考えてほしい」

Table with financial data including stock prices (e.g., 1043.80, 1180.51), exchange rates (e.g., 148.16), and other numerical values.

活動自粛は要請しても

話題の発掘

工の採用説明会に出席し、すく